

仕 様 書 (案)

1. 業務名

トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会における実証実験事業

2. 趣旨・目的

トラック運送業においては、総労働時間が長く、その中の、荷主都合による待ち時間などについては、運送事業者のみの努力で改善することが困難な部分もあることから、トラック運送業における長時間労働の抑制に図るためには、運送事業者のみならず荷主からの協力も得て労働環境を整備する必要がある。

このような状況を踏まえ、トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会（以下、「地方協議会」という。）における実証実験事業（以下、「本事業」という。）は、地方協議会での議論等を踏まえ選定した発荷主、着荷主及び運送事業者で構成される集団（以下、「対象集団」という。）が連携して実施する実証実験であり、トラック運送事業の長時間労働改善のための環境整備を図ることを目的とする。

3. 事業の項目・内容

(1) 紙・パルプ物流の課題及びその改善策を検証するための実証実験の実施

- ・ 貨物自動車運送事業における生産性向上及び長時間労働の改善を図るため、商慣習や物流面での課題等について、紙・パルプ物流の品目における実態面の調査や課題の改善策を検証するための実証実験を実施する。
- ・ 本事業は、貨物課が指定する対象集団が定める実施期間における実証実験に関するデータの収集と分析を行い、紙・パルプ物流におけるパレットの管理方法や回収方法の効率化などを実施することで、トラックの積載効率の向上や回転数の増加など労働生産性にどのような効果があるかを検証する。
- ・ 本事業は、北陸信越運輸局自動車交通部貨物課が指定する対象集団の工場又は、納品先などで実施する。
- ・ 実証実験の実施方法などについて関係者と適宜打ち合わせや調整を行い実証実験が滞りなく実施できるよう工程管理を行う。
- ・ また、実証実験を進めるにあたって事前に想定できなかった問題点や課題が発生することがあるためPDCAサイクルを念頭に進める。なお、発生した問題点や課題については、他の事業者にも参考となる可能性があることから記録し、一般化した上で解決策も検討する。
- ・ 実証実験の取りまとめに際しては、実証実験の結果と関係者へのヒアリングから取りまとめる。PDCAを意識し、当該実証実験の次段階についても言及し、実証実験の実施主体に提供することで継続的な取組となるようにする。

- (2) パレットの管理・回収方法等の改善について検討を予定している事項
- ・ パレットの流出を防ぐための管理方法の強化
 - ・ パレットの流出ルートや滞留場所の探索検証（RFID等のデバイス活用など）
 - ・ 荷主等のサプライチェーンの関係者にアンケートやヒアリングを行い、課題抽出や相互が想定する対応策などを調査
 - ・ 積載効率や輸送回転数の変化や各種コストの比較
 - ・ 運送事業者及び運転者の労働環境の変化の比較
- (3) 実証実験事業の実施にあたっての留意事項
- ・ 受託業者にはトラック運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準告示」という。）のほか関係法令等の知識を有する者が所属していることとする。

4. 成果物

- (1) ①事業実施報告書：（A4版 カラー、製本）20部
②事業実施報告書概要版（会議等プレゼン用資料）20部
③①及び②の電子データ（CD-R又はDVD-R：PowerPoint及びPDF形式）：3枚
- (2) 提出期限：令和3年3月26日（金）
- (3) 提出先：北陸信越運輸局自動車交通部貨物課
（新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館）

5. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

6. 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (2) 「主たる部分」とは業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- (3) 受託者は業務の一部（(2)の「主たる部分」を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (4) その他再委託に係る詳細については契約書において定める。

7. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

- (2) 本業務を遂行するにあたり取り扱うこととなる文書、情報の管理を徹底すること。
- (3) 本業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (4) 請負者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。
- (6) 請負者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 本事業の内容及び調査の遂行上知り得た秘密事項は、北陸信越運輸局の承認を得ないで他に漏らしたり、その他の目的に利用したりしてはならない。

8. 監督職員

北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課専門官